

	新潟市教育委員会 平成25年12月 定例会会議録			
日 時	平成25年12月16日(月) 午後3時30分			
場 所	市役所本館3階 対策室			
出席委員 (6名)	齋藤 委員長		欠席委員	
	沢野 委員			
	佐藤 委員			
	吉村 委員			
	織田 委員			
	阿部 教育長			
会議に出席 した職員 (20名)	職・氏名		職・氏名	
	教育次長	渡邊 尚人	総合教育 センター所長	吉原 修英
	教育次長	齋藤 博子	学校支援課長補佐	高橋 恒彦
	教育総務課長	岩名 俊明	地域と学校ふれ あい推進課長	河内 一美
	教育政策監	伊藤 充	生涯学習センタ ー 所 長	三保 恵美子
	教育政策 担当課長	上所 隆	生涯学習センタ ー 次 長	高橋 治
	学務課長	木村 綾恵	中央図書館館長	山川 正士
	施設課長	本間 寿晴	中央図書館 企画管理課長	松原 伸直
	保健給食課長	田中 薫	中央図書館 サービス課長	山下 洋子
	生涯学習課長	鈴木 緑	教育総務課 課長補佐	荒木 宣孝
	教職員課長	有本 秀雄	教育総務課主査	石田 貴宏
その他の 出席者 (名)				

開会	時 刻	午後 3 時 3 0 分
付議事件 (0 件)	宣 言 者	委員長
	議案番号	件 名
報 告 (6 件)	記 号	件 名
		豊栄南小学校の存続の要望書の提出について
		潟東東小学校・潟東西小学校・潟東南小学校の統合に係る要望書の提出について
		不登校児童生徒について「平成 2 4 年度問題行動調査」
		いじめの状況について「平成 2 4 年度問題行動調査」
		平成 2 5 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について
		いじめ防止基本方針の策定等について
協議題 (1 件)	記 号	件 名
		全国学力・学習状況調査の結果の公表の取り扱いについて

第1 開会宣言

○委員長 午後3時30分開会を宣言する。

第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に吉村委員及び織田委員を指名します。

第3 報告

○委員長 これより報告案件に入ります。

「豊栄南小学校の存続の要望書の提出について」教育政策担当課長に説明をお願いします。

○教育政策担当課長 北区の豊栄南小学校の存続の要望書が、適正配置地域検討会、地域コミュニティ協議会、PTA、自治会長の連名で提出されましたので、報告いたします。

12月13日に教育長へ提出されました、地域からの要望書の写しになります。要望の趣旨は、児童や保護者には、一般に小規模校の短所と言われる事項に関してあるとの意識もなく、感じていない。また、そのような実態もないこと。小規模校の長所・効果が多く、面で表れていること。児童数の推計では、複式学級が解消され、ほぼ横ばいで大きく落ち込むことがないことなどから、地域の総意として小学校を現状どおり存続を要望するというものです。学校の状況と、これまでの経緯について説明いたします。

児童生徒数将来推計です。網掛けの学年が複式学級を編制している、また将来、基準で複式になる学年になります。豊栄南小学校は、平成23年から複式学級を編制し、本年平成25年度は2クラスの複式となりました。推計では、平成28年に複式学級が解消され、児童数は若干ですが、増加の推計となっております。このような学校の状況の中で、地域の中で検討を進めてまいりました。

次に経緯となります。平成23年の適正配置基本方針の策定後、地域や保護者の皆さんに推計の数字など、学校の状況をお知らせし、平成24年6月に地域説明会の実施を経て、地域検討会の立ち上げとなりました。保護者、各自治会代表、児童委員、スポーツ振興会など、学校にかかわる地域団体の代表、コミュニティ協議会がそのメンバーとなり、検討を行ってきたところです。その結果、本年8月に検討会として、存続との結論を出し、その結果について、地域の意見を求め、異議や反対の意見がなかったことから、今回、12月13日の要望提出となりました。豊栄南小学校の小中学校の配置図も参考までにつけさせていただきました。

今後、将来推計など、学校の状況を地域に適宜お伝えしながら

ら、地域の皆さんと一緒に考える場を継続していきたいと考えております。豊栄南小学校存続の要望書の提出については、以上です。

○委員長

今の報告について、意見、質問などがありますか。

○佐藤委員

多くの面で効果が大きく表れているということですが、具体的にどのような長所と効果が表れているのですか。

○教育政策担当課長

地域検討会の中で、さまざま保護者なり、地域の方との意見なりが交換されて、そういったような発言といたしますか、そういったことが出されたということで。

○佐藤委員

だから、具体的にどのような効果が表れたのか聞いてみたいのです。

○教育政策担当課長

詳細については、私ども企画室としては、把握してございません。

○佐藤委員

この一言で片づけていいかということがあります。なぜかという、児童数も複式学級にぎりぎりならない程度です。少人数の教育によって、子供たちが社会に出たときにコミュニケーション不足につながらないかということが、今、問題になっているのです。コミュニケーション能力が低いことで、社会に出てから、引きこもりにならないかということが、一番問題となっています。小中学校の教育の中で、きちんとコミュニケーション能力を構築しないといけません。だから、その時が、いい悪いという問題ではないのです。子供たちが社会に出た時にどうなのかという議論をしたのかどうかということです。

○教育政策担当課長

一般的に言われている小規模校のメリット、デメリットの情報提供をした中で、議論いただきました。統合しないという結論でもって、地域としても、それで終わりではなく、さらに子供たちに、地域としても今まで以上に関わっていくと伺っています。学校だけではなく、地域の皆さんも含めて、子供たちを育てていくと、この検討会の中では議論されています。

コミュニティ協議会の会長も、来年度は、防災訓練とか、地域みんなで学校と一緒に連携してやるとか、そういう仕組みづくりを検討したいとおっしゃっております。その中で、地域全体で学校を盛り立てていくことも、この要望の中に書いてあります。あくまで、これで終わりではないと、決意表明されており、今後も見守っていきたいと思っております。

○佐藤委員

豊栄南小学校区は、今、1世帯何人くらいですか。1.5人くらいですか。2.5人くらいですか。

○阿部教育長

1世帯は人口の大体3分の1弱です。だから2～3人未満でしょうか。

○佐藤委員

豊栄南小学校の学区で、小学校児童を持っている世帯数とい

うのは、何世帯あるのですか。

○教育政策担当課長

すみません、資料を持ち合わせていません。

○佐藤委員

子供のいない、昔からの地域住民の方たちに、豊栄南小学校は私たちの小学校という思いが強すぎて、そちらが先行しているということはありませんか。そういう意識がこの議論の中になかったのですか。大丈夫ですか。

○教育政策担当課長

一部の保護者や、地域の方には、小規模校の不安があり、統合を希望する意見も出ておりました。さまざまな意見が検討会で話し合われた中で、存続という方向にまとまっております。意見が言えないというような会議の運営はされておられません。さまざまな議論の中でここに落ち着いたと考えております。

○沢野委員

後半部分に、これまでの検討結果を校区の全世帯に配布し、周知を図り、意見を伺いましたが、特に異議、質問、意見がないことから、賛同を得られたと考えていますとあります。確認ですが、反対意見といたしますか、統合という意見もきちんと述べられた中で、議論がされたととらえていいのでしょうか。

○教育政策担当課長

8月に検討会として存続の意見の集約を行っております。10月に全世帯に検討会の意見ということで全世帯にチラシを配布し、そして意見募集もしております。パブリックコメント的なことをして、それを経て今回の要望になっています。

その前段で、小規模校への不安な部分、あるいは統合してほしいという意見も出てきております。自由闊達な意見交換の中で、最終的に8月に意見集約がなされたということです。その最終的な要望に反対、不満という意見というものは出されなかったと聞いております。そうしたことで賛同を得られたととらえて、今回、12月の要望に至ったということです。

○委員長

佐藤委員と沢野委員が言われたこととの関連になります。この学区の世帯のどれくらいの割合で、今後、子供が、家に住む可能性があるのですか。地域で学校を支えるとおっしゃったけれど、もう子供が住む可能性のない世帯がどのくらいの割合になるのか。それを佐藤委員は知りたかったと思うのです。そうした世帯に、別に異議はありませんと言われてもと思うのです。

実際、子供のいない世帯の人にとっては、別に存続でいいよ。私たちの小学校だから、残せばいいといった意識ではないかと思うのです。地域の要望の集約ですと言われるけれども、佐藤委員も、沢野委員も危惧していると思うのです。これは、子供たちの問題なのです。大人のためではないのです。子供たちの未来のためにどういう教育環境が一番いいかということと一緒に考えてあげないといけないのです。他の地域では、検討会で要望が決まってから、また「いや違う。」という意見が提出さ

れたことがありました。これはきめの細かさが不足しているのではないかと思います。佐藤委員が言われたように、具体的な事例が理解されているのか。要するに小規模校にも、長所、短所といずれもあります。大規模校でも、長所、短所はあります。どの程度の長所を理解して、存続を希望されているか事務局は把握して、話し合っただけで進めていく姿勢が必要ではないかと思います。

葛塚小学校と豊栄南小学校と二つの小学校は、同じ中学校に行くわけですね。そうすると、これを見てください。1学年100人対16人です。

○教育政策担当課長

学校の規模は、平成23年以前からこのくらいの差があった中で、子供たちを小学校から中学校にあげています。そして、中学校でもそういう中で、不都合がなかったということが、この議論の中のベースにあったと思います。大きい小学校と小さい小学校とのギャップというものは、何らかあるかもしれませんが。但し、そう大きな問題として、これまで出てこなかったということがあり、複式学級をきっかけに入らせていただきました。けれども、複式が平成28年に解消されるということで、本来の姿に戻るといような部分があり、統合ではなく、今回の結論に至ったと思われま

○佐藤委員

その地域だけではなくて、全体のデータの中でやらなければいけないと思うのです。例えば、不登校児童の生徒が、北区は、昨年、小学校で増えているのです。中学校も昨年より増えているのです。だから、北区の増えているところに光晴中学校がどうなのかとか、そういったデータを示してしていかないといけない。ある地域の小学校はどうですかという話では、議論にはならないわけです。小規模校では、先ほど言ったように、コミュニケーション不足があっても、教職員の声が届き、集団意識の連帯感があります。それが、中学校に行ったときには、完全な少数派になるわけです。そこで、もしいじめられたときに、助けてくれる友達も少ないのです。いろいろな友達がいれば、助けてくれる友達も多くいるわけです。そういうことも総合的にデータとして考えながら、こちらとしては情報を出してあげないといけない。判断に迷うところです。要望書は出ているけれども、本当にこれでいいのかと思います。もう一回、懸念材料を出してあげたほうがいいと思います。なぜ、それをあの時に、言ってくれなかったと、後で言われませんか。それなら、考え直したということもあるかもしれない。

○教育政策担当課長

議論の中では、他の地区も同じように情報を出して、議論していただきました。その中で、統合と結論された地区もあり、

あるいは存続というように、豊栄南小学校区のように結論される地区もあります。それはやはり、地区ごとでさまざまに状況が違ってくるといふことなので、その部分を配慮していかなければいけないだろうと思います。

ただ、今回の存続ということ、最終的に未来永劫存続ということではないと思います。毎年推計が変わってくるので、そういった状況を見ながら、あるいは学校の状況も変わってくるので、検討会といいますか、こういう議論というのは、日々、していかなければいけないということをお伝えさせていただいています。皆さんも学校にこれまで以上にかかわっていかうということでおっしゃっていますので、その状況を見ながら、再度、地域としても、検討をされるということもあるだろうと思っております。これで終わりではないと。

○織田委員

今後も検討を続けていって頂けるのは心強いです。地域の方にとっても、この検討会は学校の事をみんなで考えていく良いきっかけになると思うので、ぜひ大事にして頂きたいですね。今回は存続という決断を下されたけれども、でも全員賛成ということはありませんし、若干の不安を訴えていらっしゃる方もいらっしゃる。では、その不安をなるべく解消するためにはどうしたら良いか、小規模のデメリットを解消できる方策がどういった形であるのかということも含めて、保護者や地域の方と学校とが皆「子どもたちの為に」という同じ方向を向いて一緒になって考えていけたら素晴らしいと思います。

もう一点だけ、検討委員会の委員構成についてですが、学校のPTAの代表という形で出ると、どうしても高学年の保護者ばかりが出てしまう可能性が高いので、できればこういう小規模校はなおのこと、各学年から保護者の方が出て頂けると良いかと思っております。保護者の割合が少ない検討委員会ではなくて、むしろ多いくらいの検討委員会であってほしいと思っておりますので、委員構成についてもぜひご検討いただけたらと思います。

○教育政策担当課長

委員構成については、自治会が、今回も多いわけですがけれども、実際に複式学級に在籍しているお子さんの保護者も、この検討委員会の中に入っていていただいております。複式での意見も述べていただいているところです。広く保護者の意見が出るような会議運営というものが、この会でもされてきました。以前、学童保育がなくて、PTAが主体になって平成24年度からひまわりクラブを立ち上げております。そういった意味でも、保護者も学校に積極的にかかわってこられた地域と思っております。また、コミュニティ協議会も、これからは今まで以上にかかわっていくということで、地域が学校を考える機会になった

のではないかと思います。そして、私どもも、地域とのパイプができたので、そういったものを今後も生かして、学校の適正配置については、地域の皆さんと議論させていただければありがたいと思っております。

○織田委員

学童保育の件ですが、自主保育の運営は、最初立ち上げの時は皆さんの熱意が集まっているので積極的に動けるのですが、2年、3年目くらいから、だんだんと重荷になってきますので、どうぞそちらのフォローも（部署が違うかもしれないのですが）ぜひ支援して頂いて、お母さんたちが疲弊してしまわないようにしていただけたらと思います。

○沢野委員

再度の確認になるのですが、メリット、デメリット、いろいろな例を出してお話しされていると思うのです。けれども、一度意見が固まってしまうと、違う視点から物事を考えることができなくなると思うのです。地域で受け入れたくなくても、どんどんいろいろな情報を渡してあげて、いろいろな角度から考えられるように、ぜひお願いしたいと思います。

○教育政策担当課長

長浦のコミュニティ協議会なのですが、豊栄南小学校だけのコミュニティ協議会ではなく、隣の葛塚小学校や早通南小、葛塚東小学校にまたがっている非常に広いコミュニティ協議会です。今回の検討委員会の中には、豊栄南小学校の校区外の方も委員として入って、第三者的な面で、その議論の中に加わったというように聞いております。そういったことで、校区の中だけの考えに伴っての議論ではなく、第三者的な意見ももらいながら進めてもらったと思っています。

○委員長

そのほかご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

○吉村委員

佐藤委員と少し重なってしまうかもしれませんが、検討を重ねてきて、小規模校の子供たちがどうなるかを検討したと書いてあるわけなのですけれども、具体的にどのように検討してきたということが見えないところが、私ども、委員会の心配につながっているかと思います。

例えば、学校現場の校長は統廃合問題に対する関与というのは非常に難しいわけですし、軽々にもものは言えないだろうと思うのです。現在の南小学校の長所と課題、あるいは近いところで中学校入学後の課題、20年後、30年後は推測しかできないわけなのですが、心配がないわけでもない。要するに、一致していることは、子供たちのためにどうすることが一番いいのかというところが一致していますから、その前に今の豊栄南小学校の課題がどういうところであって、それはどう見ているかということを委員の方々が非公式でもよろしいのですけれども、検討したかとか、つかんだかどうか。例えば、このまま中学へい

けば、10対1.5くらいの割合になるのだらうと思うのですが、先ほど、声が出たように、ものを言えない、非常に引っ込み思案の傾向が強いとか、人前で自分を主張することができない傾向が強すぎるとか、そういうことがあれば、また考える視点が変わってくるのではないかと思います。少し長くなりましたが、検討を重ねて来られて、こういう要望書までの結論にたどり着く。具体的な検討事項が見えないというところが、私たちの今の会議の不安材料につながっているのかと思いますが、その辺を検討していただければと思います。

○委員長

関連していいですか。実際、検討会は、いろいろな部会も開いているようです。現場で実際に教育をされている方とか、専門家の方というのは、なかなか公式の場に出ることが難しいし、意見も難しいのですが、どの程度、そういう意見が反映されているのですか。

○教育政策担当課長

やはり適正配置というのは、地域にとって、賛成、反対が非常に相反する結論ですので、その中に教育現場の学校の校長先生なりが入って、適正配置について発言するのは、なかなか難しいということで、学校には、適正配置についてはノータッチでいてほしいと、伝えさせていただいています。そういう部分を、学校からではなく事務局からお伝えするというようなやり方というものもあろうかと思いますが、今後、そういったことも参考にして、お伝えしたいと思います。

○委員長

ということは、これまでそういうことはされていないということですか。

○教育政策担当課長

なかなかその具体的な問題点だとか、課題を考慮しようという部分は、なかなか伝えきれていません。

○委員長

この辺は、行政とか、事務方の問題で、非常に問題です。大変失礼な言い方もしれないけれども、地域の人たちだけの話し合いだけでいいのでしょうか。なぜ適正配置の問題が出てきているのですか。根本はそういうことですよ。いかに専門家の意見として申し上げて、地域の人たちには、幾ら長所だ、短所だと言われても、分かりません。改めて伺うのですけれども、これまでそういう説明は、あまりされていないのですか。もちろん、現場で先生が検討会に出て、話をしてくださいという意見ではありません。

○教育政策担当課長

例えば、複式学級での授業のしづらさとか、具体的に5・6年生が複式になったときには、修学旅行へ5年生で行くこともあるし、あるいは6年生で行く場合もあるしといろいろな支障が出てきますということは、伝えさせていただいております。小規模でのそういう具体的な学校の授業のしづらさとか、そう

いったものはメリット、デメリットの中で話をさせていただいています。ただ、この学年のこういう問題点だとか、そういったところまではなかなかお伝えしきれないといえますか、お伝えすることがいいのかどうかよく分かりません。一般的な傾向ということで、そういったものは情報としてお出ししています。

○委員長

よろしいですか。では、次に移ります。

「潟東東小学校・潟東西小学校・潟東南小学校の統合に係る要望書の提出について」同じく教育政策担当課長に説明をお願いします。

○教育政策担当課長

潟東地域コミュニティ協議会より地域の間とりまとめとして、12月13日に要望書が提出されました。議案書には、提出された要望書の写しを掲載しております。

要望書の内容です。地域として、3小学校を統合する方針を決定し、統合の時期、統合校の位置など、統合に係る詳細については、平成26年6月をめどに、地域の意見集約を行っていく。それに当たって、教育委員会及び市当局から必要な支援や協力をお願いしたい。また、統合の詳細に係る地域合意がなされた後は、改めて要望書を提出するので、その実現に向けて、協力支援をお願いするというものが、要望の趣旨です。学校の状況と、これまでの経緯について説明させていただきます。

学年別児童・学級推計は、ご覧のとおり、潟東東・西・南小学校は、各学年一クラスの小規模校となっております。推計では、3小学校とも平成31年までの推計では、さらに小規模化が進むという状況です。そして、この3小学校が統合となった場合の学校規模が、一番下の統合校の欄です。平成25年度では、267人12クラスとなりますが、平成31年では2年生、3年生が二クラス、その他が一クラスの8クラス221名というような状況です。そして、隣のページは、潟東地域の小学校、中学校の配置図となっております。潟東東・潟東西・潟東南小学校の教室の規模、それから建築年は表のとおりです。

次に経緯です。潟東地域では、新潟市との合併以前から3小学校の適正配置が地域の課題と、位置づけておりました。そして、平成23年10月にコミュニティ協議会、保護者、学校に関わる地域団体の代表による学校適正配置検討委員会が設立され、各学校区で懇談会を開催するなど、協議を続けてきました。そして、今年平成25年7月に3小学校統合との結論を出したところです。現在は、統合に係る詳細、統合の時期、統合の方法等詳細を、検討委員会の中に小委員会を設け、そこで協議を行うとし、現在、2回、開催されております。今後も詳細のとりまとめに当たって、地域の合意形成づくりに向け、必要な支援

<p>○委員長</p>	<p>を行っていきたいと考えております。報告は以上です。</p>
<p>○佐藤委員</p>	<p>これに関して、ご意見、ご質問のある方はお願いします。</p> <p>そうすると、統合を視野に入れるのですが、潟東中学校の校舎のハード面から考えると、小中一貫校ということの選択肢というのはどうなのですか。議論の中に入っているのですか。</p>
<p>○教育政策担当課長</p>	<p>これから詳細を詰めていく中で、統合校の位置ということで、既存の校舎を使う。西小学校・南小学校・東小学校を使うということもありますし、あるいは新たに学校を作るということも、一つの選択肢です。また、中学校の敷地の中に、小学校部分を建設するというのも一つの選択肢になるかと思えます。</p>
<p>○佐藤委員</p>	<p>かつて潟東小学校には、かなりの子供がいたわけでしょう。教室がたっぷり余っているわけですよね。余っていないのですか。</p>
<p>○教育政策担当課長</p>	<p>中学校と、小学校では、造りが若干違っています。階段の蹴上の高さが違ったり、水飲み場の高さが違うということで、単純に空き教室を利用するという訳にはいきません。中学校に併設するにしても、ある程度の規模の増築が必要だろうと思えます。ただ、敷地的には、十分です。</p>
<p>○佐藤委員</p>	<p>それであれば、小中一貫という教育体制をここで行うということは、議論できるのではないのかということです。それも情報提供してあげていなかったと。この地域の方たちは分かるのですか。</p>
<p>○教育政策担当課長</p>	<p>小中一貫校というのは、カリキュラムとか、そういった部分でかなりの工夫が必要になってまいります。今回の統合までに準備が間に合うかどうかというところでは、非常に難しいと思えます。ただ、併設で、小中連携という部分からいえば、よりスムーズな小中連携というものが行えるのではないかと思います。</p>
<p>○委員長</p>	<p>新潟市の地域によっては、これから、こういうケースは増えてくるのではないですか。</p>
<p>○教育政策担当課長</p>	<p>この地域は、旧潟東村で、平成17年の合併時での、旧町村ということからいくと、言われているものも出てくるかと思えます。</p>
<p>○委員長</p>	<p>そうですね。佐藤委員が言われたように、一変に小中一貫教育ということもあるかもしれない。あるいは、敷地に余裕があるのでしたら、同じ敷地の中に小学生と中学生が通ってくる、交流といたしますか、そういう一般教育です。例えば、モデル地区にする、そういったものも、少しずつ政策的に、地元の人と話し合いをしながらやっていくことも考えていただければと個</p>

人的に思います。こういうケースは増えます。まさに、ちょうど校区の真ん中に中学校があるのです。どこかの小学校に行くにしても、今、測りましたら一番遠いところで5キロ、6キロくらいかかります。三つのうち、どこの小学校に統合してもそうです。ですから、その真ん中にあるので、敷地さえあれば、そういうことも視野に入れながら、地元の方と話をさせていただければと個人的に思います。

一つだけ質問しますが、報告書の平成25年10月第1回小委員会で要望書、その中で、メンバーが14人と書いてあります。学識経験者と書いてありますが、具体的にはどういう方なのでしょう。お名前は、もちろん伏せていただけていますか。お一人ですか。

○教育政策担当課長 この地区にお住まいの方なのですが、学校の先生をやられていた方で、コミュニティ協議会の会長もやられていた方です。お一人です。あとは、公募ということで、地区の中に小委員会を立ち上げるということで、公募して3名の方がこの中に入っております。

○委員長 それぞれ地区によって違うかもしれませんが、10人くらいのメンバーに学識経験者の方がお一人か二人入っていることが多いのですか。

○教育政策担当課長 それぞれ出身団体から、推薦を受けて検討会の中に出ていますので、学識経験者という枠も、明確にはないといったらいいかと思います。それぞれ地区ごとの特色で構成しています。

○委員長 では、このケースは、たまたまコミュニティ協議会の方が教職員でいらっしやったということで、学識経験者という書き方をされているわけですか。常時あるわけですか。

○沢野委員 そのメンバーの中で、各学校に学校運営委員会というのがあるのですか。学校運営委員長とあるのですが。

○教育政策担当課長 すみません、活動までは承知しておりません。三つの学校区の運営委員長がその委員の中に入っております。

○沢野委員 このためにできた委員会ということではないわけですね。

○教育政策担当課長 ではなくて、常日ごろ活動している中で、学校の状況をよく知っているということで、この小委員会の中に入っているということです。

○織田委員 今度から、こういうメンバーを出されるときに、大卒14人ではなくて、こういう代表の方が何名とかと書いてくださると分かりやすいかと思います。保護者代表の方が、高学年の保護者の方でいらっしやるのか、各学年まんべんなくいらっしやるのかということも分かると助かります。

○教育政策担当課長 次回から、そのようにしていきたいと思います。それから、

ここの委員の中には、こちらの地区に保育園が一つあります。そこの保育園の保護者会からも、小委員会の中に入れていただいております。

○委員長

貴重な情報ですので、その辺はできるだけ細かく、資料に記載をいただければと思います。

そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。では、次に移ります。「不登校児童生徒について「平成 24 年度問題行動調査」学校支援課長に説明をお願いします。

○学校支援課長

これは、平成 24 年度の問題行動調査を基に、新潟市の不登校児童生徒についての概要の報告となります。なお、中学校のデータには、高志中等教育学校の前期課程分が載っています。

はじめに、不登校児童生徒数についてですが、不登校が主な理由で年間 30 日以上欠席した児童生徒は、小学生が 135 人、平成 23 年度より 22 人減少。中学校は 531 人で、平成 23 年度より 44 人減少しました。この結果、平成 24 年度は小中学校の合計が 666 人となり、平成 23 年度から 66 人の減少となりました。

次に、不登校発生率についてですが、ピンクが平成 23 年度、ブルーが平成 24 年度です。左から全国、県、市、そして各区と並んでいます。小学校は、市全体における発生率が 0.33 パーセントであり、平成 23 年度との比較では 0.04 ポイントの減少。中学校は市全体における発生率が 2.50 パーセントで、平成 23 年度と比較して 0.12 ポイント減少となりました。

次に、学年別の発生人数の比較についてですが、発生人数の推移を見ると、平成 24 年度は平成 23 年度と比べて中学 2 年生が 211 人から 170 人となり 41 人の減少。また、小学校では 3 年生及び 5 年生がそれぞれ 10 人減少となりました。このようなことから、不登校等未然防止中学校区プロジェクトとしての取組が、具体的には毎月 3 日以上欠席した児童生徒について、欠席理由などを把握する、不登校の兆候などを早期にとらえる。組織的に対応する校内体制を確立して、指導主事の定期的な学校訪問における情報の共有化や支援、さらには学校と関係機関との連携強化は、不登校児童生徒の減少という点で、少し成果としてつながってきているというようにとらえています。今後不登校の未然防止及び不登校児童生徒への支援体制の向上に努め、不登校の一層の減少を目指していきたいと考えています。

○委員長

今の報告にご質問、ご意見はありますか。

○佐藤委員

全体に言っていることは、大変けっこうです。少し気になるのは、先ほど、北区も言っていたのですけれども、秋葉区です。小学校では、減っているのだけれども、中学校で昨年よりも増えている。西蒲区も、昨年よりも小学校は減っているのだけ

ども、中学校は増えている。この原因、理由は何か掴めてい
ますか。

○学校支援課長

原因がはっきりしているものもあります。例えば、不登校児
童の多かった6年生が、そのまま中学校に進学して、中学1年
生でそのまま継続している場合などもあります。今の現象です
とそのような形になります。

○佐藤委員

では、秋葉区も西蒲区も全部同じ現象ですか。小学校の段階
で調べたときの、昨年の6年生はどういう状況なのですか。

○学校支援課長

一概に子供たちを固定していなかったりするものですから、
例えば、いろいろな課題を抱えながら転入してくるという場合
もあります。そういったような例もありますので、すべてが一
つの説明で成り立つわけではないのです。例えば、今のような
小学6年生が中学1年生に上がるということも、増減の変化に
は出てきます。それから不登校の原因というものをずっと突き
詰めていくと、基本的には子供たちの学習に対する不安、学業
不振とまではいかななくても、学習に対する不振というのが、ま
ず一つあります。それが、中学校などにいくと、部活動などで
も、思うような結果が出せなかったり、認めてもらえなかった
りというようなことにつながっていく。

それから、一つは、自己肯定感というのでしょうか。自尊感情
の部分。もう一つは、人間関係を構築する力などに少し課題
を抱えていたりすること。したがって、今の二つについては、
本人のいろいろ不安定要素にかかわることです。もう一つは、
最近、少し増えているのは、家庭環境などによるいろいろな不
安定要素が出てきている。例えば、兄弟で同じような不登校に
至ってしまうことも出ていたりしています。そういったことが、
こういった数の増減にはあまり出てこないのですけれども、増
加や、ある程度、現状維持ということにつながっています。

○佐藤委員

結局、いかに不登校を少なくするかということは、小学校の
段階で、ある程度対策を講じないといけないわけですね。市
長もおっしゃっているけれども、ずっと連続して同じ区で発生
するのでは困ると。政令市の最大の効果というのは、人事権を
持っているということです。そういったいわゆる不登校が多い
小学校には、学校に登校させることが得意な先生を集中的に配
置して、改善させるということが、当然ながら必要です。この
辺はどうですか。

○学校支援課長

学力とか、いわゆる子供の力、学習面の力を伸ばす。それか
ら、人間関係を構築して、この市民で環境を築いていく。こう
いったことについては、教師力との関係というのは、ある程度、
説明のつくところがあると思うのですけれども、不登校を出さ

ない、さらには不登校になっている子を登校できるように持っていくということになると、最初の二つとは違う要素が出てくると思います。したがって、今、私たちが一番やっているのは、まずその子の問題を一緒になって受け止めて、一緒に考えていくというようなことで、教師だけでは十分負いきれない部分があるかと思えます。

○佐藤委員

まさにそのとおりです。例えば、一人の教師で、クラスに不登校が三、四人出てしまったとすると対処できないわけです。そうすると、そこにプロが入っていかないといけない。そうしないと、その教師が潰れてしまうかもしれない。その体制をどうしていくのかということをも具体的にやっていかないとだめなのです。その辺どうですか。

○学校支援課長

それは、先ほど申し上げた不登校等未然防止中学校区プロジェクトという形の取組を進めています。まず3日連続で休んでいるということ、若しくは月に3日休みがあるということは、何か不登校に至る可能性があります。その芽を摘むということで、3日間の欠席というところで、全部報告をさせています。その中で、これは風邪をこじらせたのだとか、明らかに病気であるとか、それとも、心の面があるのかということの分別をする。心理面の可能性があった場合には、すぐ校内体制で、その原因調査をしてもらうことと、指導主事が学校にも定期的に行くということ。さらに区の相談室、もしくは相談センターと連携して、支援に入るといった体制になっています。さらにそこにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーというような人材を入れて、そこで解決しないときには、さらに関係機関をつなぐというような方向でやっているところです。

○佐藤委員

それとやはり発生率は、対前年比だけではなくて、学年別比較のところ、各区の過去5年間くらいの推移を見ていかないと分からないじゃないですか。小学校で高いと、結局中学校に反映されていくという話ですよね。そうするとやはり小学生のときに何らかの対策を取るために、やはり早めの対処というものが必要になってくる。そういう観点からいけば、どこの地域に優秀な先生を配置するかという対策が取れると思うのです。2年間くらいではなくて、最低でも4年くらいの推移をデータとして出してもらえますか。

○委員長

小学校、中学校でピンクとブルーがありますけれども、この人数というのは3.0とか、2.5とありますけれども、発生率でしょうか。要するに生徒数の中のパーセンテージですね。ということは、中央区も江南区も単純に生徒の数は違うわけで、率として中央区と江南区を見たら、中学生の場合、平成24年度は中

中央区の2倍くらいになっていますよね。数字的に見ると。2倍近いが、1.5倍でしょうか。

○学校支援課長

2と3.25です。

○委員長

一般の方がこういう数字を見たら、なぜ江南区は昨年より増えたのかと、疑問に感じると思うのです。具体的に、不登校の多かった小学校6年生がそのまま中学校1年に進学したからとか、そういうことは、一般の方はご存じないと思います。だからなぜ江南区だけほったらかしにしているのかというような印象を持たれると思うのです。

何が言いたいかという、未然プロジェクトとおっしゃったけれども、それは各区同じようにやっていらっしゃるのかなと。やはり重点的に、例えば、事務方で把握をされているのであれば、具体的にどういう学校教員配置も含めて、具体的にどういう対策を取られているのかなと。やっていることはみんな一緒なのです。その説明は分かるのだけれども、これでは市民の人が見たときに、なぜうちの区だけこんなに増えているのかというように思われないでしょうか。

例えば、重点的にというとなかなか難しいかもしれないけれども、学力の問題も、この後、出てくるかもしれないけれども、何か違う対策をされているのですか。原因が分かっているのであれば、6年生に問題あるのであれば、どの小学校のどういうことなのですか。では、重点的にどうなのですか。どういう地域なのですかということになるはずですが。なかなかすべては公にできないかもしれないけれども、そのように動いているということも、もっと説明できる範囲で説明していただいたほうがいいですし、最初に質問された佐藤委員の意見に答えることができるのではないかと思います。このグラフを見て、増えました、減りましたと、何か一律の説明を聞いてではなくて、その辺のところをお聞きしたいのです。

○学校支援課長

これは、出たばかりなのでこのような集計になっていますけれども、毎年、これを分析したものをのちのち公開していますし、不登校の対応については、個別になります。したがって、システムとしては、同じような仕掛けになっていますけれども、当然、個別に指導主事を派遣していく。それから、相談員や、スクールソーシャルワーカーなどの派遣は、それぞれ実態によって全部変わってきますので、それは一律ではありません。個別の部分の課題に応じてという形になっていきます。あくまでもシステムとして、同じような形で動けるようになっているということです。

○委員長

だから、今の説明だけだと、このグラフを見て納得といいま

すか、腑に落ちないのです。そうであれば、そういうものを時期が来たときに説明をしていただきたいのです。佐藤委員も言われたけれども、何年間か統計を比べて、ずっと5年間なら5年間やっているはずですから、そういうものを一緒に添えていただければいいと思います。このグラフを見れば、今はこういう状況と分かりますよね。確かに次に報告いただく「いじめ」も「学力」もそうなのだけでも、私たちがここで話し合いたいのは、グラフの中の要因とか、意味合いとか、実際の取組の変化の効果とか、そういうものを伺いたいです。定例会はそういう説明をいただく場です。これを見せていただくのであれば郵送していただければいいのです。これを見たら分かりますよね。どこが増えて、どこが減っていると。報告として、その辺のところをお聞きしたいのです。

○学校支援課長

その詳細については、いつも後日に説明をさせていただきます。そのように、これらの集計がまとまった段階で、資料としてご提供させていただきます。

○委員長

むしろそのときに見せていただいたほうが、非常に委員の皆さんも、質問がしやすいだろうし、理解もしやすいのではないかと思うのです。

○学校支援課長

それがよろしければそのようにいたします。けれども、報道発表をしたばかりでもあったので、まず出せるものをお出ししました。

○沢野委員

いち早く情報を出していただいたことは、すぐよく分かりました。こういうシステムでやっていることもよく分かりました。細かい状況がそれぞれあるということも分かりました。けれども、そこが知りたいのです。各区とか、細かく言えば、各個人とか、それぞれ状況は違うとは思いますが、そういう状況を聞きつつ、でも、こういう場合には、このようにしたらよかったということも知らせていただけると、ありがたいと思います。

○織田委員

沢野委員の意見と同じようなことなのですからけれども、不登校になる要因のところ、「学業不振」とか、「自己肯定感が少し低い」とか、「人間関係が取りづらい」などという事とはまた別の視点で、近頃は「家庭環境の問題」が増加傾向にあるとおっしゃったことがとても気になりました。その子の責任ではなく、家庭の状況によって、その子が登校しづらいような環境にあるという事でしょうか。その辺が増加しているのであれば、なおのこと、「今後どのような形で、そういう子たちを救う手立てを考えていらっしゃるか」もあわせて載せていただくと良いかと思えます。ぜひお願いします。

○委員長

そのほかの方、いかがでしょうか。よろしいですか。では、次に移ります。

引き続き、「いじめの状況について「平成 24 年度問題行動調査」」につきまして、学校支援課長より説明を願います。

○学校支援課長

平成 24 年度公立小・中学校におけるいじめの認知件数です。小学校は、男子が 215 件、女子が 129 件、合計 344 件。中学校では男子 141 件、女子 105 件、合計 246 件。小中合計で 590 件でした。認知件数の推移ですけれども、平成 24 年度は前年度に比べ、小学校は 124 件が 344 件になり、220 件の増加。中学校は、117 件が 246 件になり 129 件の増加となりました。1,000 人当たりの認知件数では、新潟市が 9.6 件、前年度に比べて認知数が増加したのは、いじめを見逃さないというようなことを重視したこと。それから、きめ細かく点検し、いじめの疑いのある事例についても認知件数として報告するよう、指示したことによります。

新潟市が独自に集計しているものです。平成 25 年 4 月 1 日から 7 月 31 日までの結果と、平成 24 年度のいじめの実態調査結果等を並べております。はじめに、小学校のいじめ認知件数についてです。平成 25 年度 7 月 31 日までの認知件数は 140 件です。その下の表の平成 24 年度の同時期の 208 件と比較すると 68 件の減少となっております。次に、中学校のほうについては、7 月 31 日までのいじめ認知件数は 127 件、その下の平成 24 年度の 13 件と比較して 9 件の減少というような形になっています。いじめを受け、苦痛を感じていても、周囲に言い出せない。我慢している。大人が子供の心の変化に気づかない。いじめを見逃しているというような指摘もありますので、子供たちが、いじめなどについて、ちゅうちょなく相談できる体制づくりを、現在、続けているところです。また、いじめは、どこにでも起きうるということを認識して、いじめを見逃さないように、いじめ防止に向けた指導のあり方について、共通の認識で組織的に対応するよう取組を進めています。

一方、いじめ防止のために、子供たちに対して自立性と社会性をはぐくむ生徒指導を推進しており、校長、教頭、管理職、生徒指導主事や教務主任などのミドルリーダーに対する研修会なども行い、生徒指導マネジメント、カウンセリングマインドによる信頼関係づくり、発達障がい者の理解など、いろいろと多面的に子供たちをとらえていくということについての研修を今、進めているところです。以上となります。よろしくお願ひします。

○委員長

今の報告に関して、ご意見、ご質問などはいかがですか。

○織田委員	平成 24 年度 4 月から 7 月、8 月から 12 月と期間を区切ってありますが、実態調査としては、件数のカウントは、継続ケースはそれぞれで、その期間にある実態としてカウントしているのか、それとも新たに。
○学校支援課長	発生件数で出してあります。
○織田委員	7 月までに発生したものが幾つで、8 月からは、また新たに発生したものと積算していくわけですね。実際のケースは、なかなか解決に時間がかかったりすると思うのです。ということは、それがどんどん重なっていつているわけですね。例えば、7 月のはじめに発生してしまったものが、残念ながら 12 月までも継続しているとなると重なっている部分があると考えていくわけですね。
○学校支援課長	発生したときの段階でカウントしますので、7 月に起きて、それが 12 月まで継続しても、それは 8 月から 12 月に入っていない。
○織田委員	新たな数としては入っていないのですね。では、継続分を足して考えないといけませんね。それとも大部分のケースでは素早く解決できていて、実際に継続で重なる部分は、さほど多くないということでしょうか。
○学校支援課長	あと私どものほうには、ある程度の一定の解消になるというところまで追跡調査はしますので、そのことは分かるようになっています。
○織田委員	分かりました。この表を見たときに、その辺がどのように数えていいのか分からなかったもので、ありがとうございます。
○沢野委員	解消したら、それはカウントしないということは分かったのですがけれども、いじめの解消という状態は、どのような状態とらえられますか。
○学校支援課長	まず一定の解消という段階が出る場合があり、一定の解消というのは、関係の中で、ある程度、いじめという行為はなくなったのだけれども、心の中に、まだわだかまりがあって、本来的な解決に至っていないというような点があります。大抵の場合は、すぐ心が元気になるということではなくて、被害者側の子が、元気になれないということがあるけれど、とりあえず現象がなくなるという点です。ある程度、解消したというのでしょうか。ある程度、本来の元気を取り戻せるようになって、相手とも意識が特に関係がなくなるというのでしょうか。こわいとか、恐怖感をまだ感じるとか、そういう感じではないようなところで解消と分けています。
○沢野委員	とにかくそういうところまで目を離さずに、しっかり見てくださるということですね。

- 学校支援課長 そうですね。また、そのようになる、もしくはなったという子供については、解消しても注意深く見守っていくということは、当然、そう思っています。
- 沢野委員 分かりました。お願いしたいと思います。
- 佐藤委員 いじめと不登校は関連性があるというようにおっしゃってましたよね。当然ながら、いじめの対象になっている子供たちには、発達障がいの子供たちがいる。その辺の細かいデータを次回、ぜひ示していただいて、それに対してどうしていくのかということ、次回、報告をお願いしたいと思います。
- 委員長 これも次回でもけっこうですが、単純に思うのですけれども、真ん中のグラフです。認知件数が、中1、中2で多く、どうして中3になるとこんなに減るのかと、単純にお答えできる範囲で教えてください。
- 学校支援課長 いろいろな不安というものが多感な時期に小学校の高学年から中学校の最初あたりまで多くなるということ。それから、精神的にも第二次成長期というようなことで、不安定になるということがあって、その中で、いろいろ自分の不安定さのはけ口を、こういった形で出してしまうというようなこともあるのだと思います。ある程度、高校進学を考えてくるような時期になると、アイデンティティが確立していったりとか、ある程度、本来の自分の目指すべきところに集中していったりとかという、さまざまな要因があるのですけれども、そういったようなことで、ずっと統計的に中1あたりがピークというような山がずっと続いているということが、国全体でも続いています。
- 佐藤委員 それから、一応、市立高校があるので、市立高校の調査というのはしているのですか。
- 学校支援課長 私どもは、集計はしているのですけれども、結局、高校は全部、県でまとめています。ただ、市立高校について単独のデータは持っています。
- 佐藤委員 教育委員会の管轄ですから、報告していただかないとまずいと思います。
- 委員長 そのほかの方、いかがですか。よろしいですか。では、この報告については終了いたします。
- 続いて、「平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査について」学校支援課長に説明を願います。
- 学校支援課長 小学校 5 年生の男女別全国平均、県平均、市の平均の順でお示ししております。
- まず、5 年生男子は、8 種目中 6 種目、女子は 8 種目中 7 種目が全国平均を上回りましたが、ソフトボール投げが、男女ともに全国平均を下回り、50 メートル走も男子は 100 分の 1 秒、

全国平均を下回りました。昨年度との比較では、男子は8種目中5種目、女子は8種目中3種目が、昨年度を上回りました。下段の中学校2年生は、男女ともすべての種目が全国平均を上回りました。特に女子は、昨年度、ハンドボール投げが全国を下回っていましたが、今年度は上回りました。昨年度との比較では、男子が8種目中4種目、女子が8種目中6種目で昨年度を上回りました。新潟市教育ビジョンの重点として、体力づくりの推進を掲げ、小中学校の体育指導者を対象とした研修会を実施し、それを基に各学校で計画的な体力向上に向けた取組を行っていますが、そのことが成果に結びついている一つであるというようにとらえています。今後の課題であります、投力の向上を意識し、保健体育の授業改善に努めるとともに、調査結果を基に学校の実態に応じた体力向上の取組を支援し、体力の保持増進につなげています。

また、従来の体育指導者研修会の内容や方法の改善に努め、豊かなスポーツライフにつながるよう体力、運動能力の向上と運動好きな子供の育成に努めてまいりたいと思います。

○委員長

この件に関して、ご意見、ご質問のある方はいませんか。

これは毎年やっているのですよね。できれば5年間くらいをずっと見せていただければと思います。昨年との単純比較では、一昨年のことを忘れてしまっているの、あつたほうがいいのではないかと思います。単純に、昨年と比べて減ったからどうするのという話で、体育指導の教育方針が変わるのでしょうか。

5年間とか、そういった比較を見せてもらえると、どうしてずっと新潟市はこうなのだという発想が出てくると思うのです。前の年だけ比べて、何の参考になるのかと。もう一つ伺うのは、この数字を見て、昨年に比べて問題点はあるのですか。こんな数字が出て大変だ、現場は何をやっているのだということは、特にありませんか。

○学校支援課長

基本的には、このデータで問題ということはありません。

○委員長

もちろんマイナス面ですけれども、プラスは大変と喜ばばいいことだと思うのですけれども、ございませんか。

○吉村委員

担当者は、こういう数字の比較が始まると一喜一憂するわけです。先ほどの話の中で、例えば、ハンドボール投げが、今年度向上してよかったと、これは現場の努力だろうと思うのですが、ハンドボール投げは関東から西は、授業でもやっているボールなのです。授業で扱うボール。新潟県の子供は、テストでもないハンドボールは、高校で一部やっていますけれども、手に馴染んだことがないのです。そうすると、私は、悪くてもいいよとは言いませんけれども、ハンドボール投げは、全国に

比して若干数値は下がっても、それは新潟県の教育課程の特性であるからいいのではないかと。そういうものの見方は必要であって、なぜ国は、ハンドボール投げを昔からずっと採用しているか意味が分からないことの声が届けないままここへ来てしまったのですけれども、ボールならご承知のように、触ったことがある、ないで全然違うわけですから、全部いいこともいいのだけれども、柔軟性にしても、何にしても、新潟県は、あるいは新潟市は、こういう状況にあるので、こういう数字になるのではないかみたいな見方をしていかないと、何でもかんでも数で全国平均よりよい、県平均よりという数字に振り向かせることは、あえて行政は気をつけなければならないと感じていますので、一言、つけ加えます。

○委員長

そういうことがあるのですか。そういうことを知りたいですね。ありがとうございました。

○織田委員

投力の向上ということで、以前どこかの学校で、羽根のついたロケットみたいな形のものを投げて遊ぶ活動を、休み時間の遊びに取り入れたら、効果があったとお聞きした事があります。今の子供たちは、あまりキャッチボールもしないので、投げるという動きが生活の中に少ないようです。体育の授業でほんの何時間かやっただけでは身につかないけれども、遊びの中でどんどん入れるようにしていったら、投げる力が少し向上したということがあるようです。このように各学校でいろいろ工夫をしていらっしゃると思うのです。こういう発表をなさる時には、「こういうことをすると効果的」とか「工夫しているけれども、今ひとつ目立った効果がない」とか、取り組みも少しご紹介頂けると助かります。また吉村委員がおっしゃったように、ソフトボール投げが手に馴染まないのであれば、ソフトボールを使った遊びを工夫して、手に馴染むように、子供たちに数多く体験させるとか。そのような工夫がさらに必要なのかもしれませんね。

○学校支援課長

先ほどの報告も含めてなのですけれども、これについても、いろいろな学校が工夫している取組をまとめた冊子があります。そういったものを今後是一緒にお出ししたほうがいいのかと思っていますけれども、そういった取組がもう少し具体的な資料をご用意して、次回以降、つけられるものをつけてまいりたいと思います。

○委員長

では、次に移ります。「いじめ防止基本方針の策定等について」学校支援課長に説明をお願いいたします。

○学校支援課長

はじめに、いじめ防止基本方針についてです。

いじめ防止対策推進法が施行され、いじめ防止に関する基本

方針が国から示されました。いじめ防止対策推進法第 12 条、第 13 条に記載されているとおり、地方公共団体においては、基本方針の設定は任意となっていますが、学校においては義務化されています。本市では、学校と教育委員会とで課題を共有し、同じ認識に立ち、全市を上げていじめ防止を推進するため、基本方針を年度末に策定し、来年度から実施する予定です。作成にあたっては、国の基本方針を参考にして、新潟市いじめ防止基本方針を定める。国の方針を踏まえ、新潟市の実態に即して作成する。設置する組織や重大事態への対処について、新潟市版として記載するなど、児童生徒の尊厳を保持する目的のもと、市、学校、地域住民、家庭、その他の関係者が連携していじめの問題の克服に向けて、総合的かつ効果的に推進できるよう、新潟市いじめ防止基本方針の策定を考えています。

次に、いじめ防止対策推進法に記載されている組織の設置についてです。国が示した組織設置のイメージを図で説明します。はじめに、いじめ問題対策連絡協議会についてです。いじめ防止推進法第 14 条第 1 項に基づき、広く一般市民からもいじめ防止への理解が得られるよう、またいじめ見逃しゼロに向け、関係機関と市民とが一体となった取組ができるよう、新潟市いじめ問題対策協議会を設置する予定です。次に、新潟市いじめ防止基本方針に基づき、学校、地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行えるようにするため、既存の新潟市いじめ問題等対策委員会を 14 条の第 3 項の組織などとして考えていくことで調整をしています。また、重大事態に対応した調査組織の設置についてですが、いじめ防止推進法第 28 条に記載された重大事態については、いじめに対する調査、分析に関して、学校や地方公共団体に複数の組織を置き、重層的に対応することとされています。

特に、児童生徒の生命、心身、または財産に重大な被害が生じる疑いがある重大事態が発生した場合、当該調査の公平性、中立性が確保される調査組織の設置を義務づけています。本市では、学校と教育委員会との連携の中で、いじめに対応し、問題解決にこれまでは至ってきておりますが、どのようなケースにも迅速に対応できるよう、より掘り下げた調査ができる調査組織を設置する予定です。なお、この第 30 条第 2 項で規定する第三者等による附属機関による調査組織の設置については、現在、関係部署と調整しているところです。

次に、決定までの作業日程について説明します。17 ページになります。現在、平成 26 年 4 月 1 日から実施できるような形で準備を進めています。学校では、法律の施行や国の基本方針を

受け、法律で義務づけられている、学校いじめ防止基本方針の策定に入っております。新潟市いじめ防止基本方針も、1月初旬には原案を完成させ、この委員会での審議、了承を得た後に、各学校に配付していきたいと考えています。また、基本方針の完成、組織の設置に向けては、パブリックコメントや議会への報告、市長の決裁などを経て、3月下旬には各学校に配付し、平成26年4月1日の施行ができればと考えております。以上、よろしく願いいたします。

○佐藤委員

今さら何をという感じがしないでもないのです。国の方針は、今まで、具体的に我々が取り組んできたものです。まさに平成18年に策定した新潟市教育ビジョンで「学・社・民の融合」によりいじめをなくそうと取り組んできたものです。いじめをなくすために地域みんなできちんと見守ろうと「学・社・民の融合」という教育ビジョンを策定して、取り組んできたわけです。国の方針と我々がやってきたこととどこか違うのですか。国の方針に従ってとあるけれども、私たちがやってきたことを国がまねたらという話です。

○学校支援課長

佐藤委員がおっしゃるように、本市の場合は、国が今ごろ、出してきたものに対して併せてというイメージの部分もある。

○佐藤委員

そんなことしてられないでしょう。既存の組織の中で、地域教育コーディネーターが中心になって、すでに学・社・民の融合を推進しているわけです。新たな屋上屋を架するような機関など作る必要がないと思うのです。もうすでに緊急対策チーム、いざという時には、教育長を中心としたプロジェクトチームも構成されるわけです。こんなことをする必要はないのですか。時間がもったいないです。

○学校支援課長

そういったものが出てくる日程もかなり遅かったので、タイトな日程ですが、そこに合うように、これまで私たちが進めてきたようなことで考えております。ただ、この日程で示したように、附属機関などについては、手続きを踏んでいかななくてはならない部分もあるので、それでこのような形の日程の中で進めさせていただければと考えています。

○佐藤委員

今の制度に、その名称をつけられただけの話ではないですか。これに時間を取られるより、いかに優秀な子供たちを育て、いじめをなくして、いかに不登校をなくすかということを、課長に真剣に考えてもらいたいと思います。

○沢野委員

佐藤委員のおっしゃるとおりだと思います。

○委員長

それでは、この件に関しては終了いたします。これで、報告案件は終了いたしました。

第4 次回日程

○委員長	次回の日程について説明を求める。
○教育総務課長	1月臨時会は1月8日(水)午後2時から、1月定例会は1月23日(木)午後3時30分から、2月定例会は2月13日(木)午後2時30分から、3月定例会は3月17日(月)午後3時30分からを予定しております。
第5 閉会宣言	
○委員長	午後4時55分、閉会を宣言する。
第6 協議会	
○委員長	これより、協議会に入ります。 「全国学力・学習状況調査の結果の公表の取り扱いについて」学校支援課長に説明をお願いします。
○学校支援課長	文部科学省は市町村教育委員会において、それぞれの判断で、実施要項を定める配慮事項に基づき、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとしたと、学力調査の結果公表について変更いたしました。これまで本市では、文部科学省の方針に従い、市全体の調査結果のみを公表し、個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行っていませんでした。そのため、各学校の調査結果や状況については、各学校が学校だより等の紙面により、保護者や地域に説明責任を果たすよう働きかけてまいりました。その際、平均正答率や児童生徒質問紙などから見えるさまざまな実態と、その分析や今後の取組等についても、併せて周知するよう働きかけてまいりました。また、第三者による序列化等の弊害が起きないようにするために、ホームページ等による結果の掲載をしないことも伝えてまいりました。今回、文部科学省は、これまでの方針を変え、市町村、教育委員会において、個々の学校名を明らかにした結果の公表を可能としましたが、事務局といたしましては、過度な競争や序列化につながることをないようにするために、これまでどおり、個々の学校名を明らかにした結果の公表は行わず、各校において校区内の保護者や地域に対する説明責任を果たすよう指導していきたいと考えています。 そこで委員の皆様からもご意見をお伺いし、調査結果の公表の仕方などについて適切に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。
○佐藤委員	何を協議するのですか。
○学校支援課長	結果の公表の仕方について、これまでどおりということ事務局では考えています。それについて、何かご意見がありますか。
○委員長	何かご意見はありますか。今までどおり、それでいいですか。それでは以上となります。

- 吉村委員 県が関与してくるわけですが、新潟県の動きは、特にそのことについての調査などはあるのですか。
- 学校支援課長 具体的にはないです。
- 委員長 よろしいですか。それでは、市長記者会見の内容について、何かおっしゃりたいことがあれば。
- 学校支援課長 これは、市長がさきの記者会見のときに述べたものを、参考の資料として載せてあります。
- 委員長 特に意見はよろしいですか。それではこれで協議会を終了いたします。

午後5時05分、協議会終了。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員